

## 議第91号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

**第2条** 三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

三島市長 豊岡 武士